

議案第51号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めたいので議会の議決を求める。

令和6年7月29日提出

朝来市長 藤 岡 勇

損害賠償の額	265,560円
事故発生日	令和6年6月2日午前8時50分頃
事故発生場所	朝来市和田山町竹田字中島2466番地2付近
損害賠償の相手方	

提案理由要旨

竹田城下町観光駐車場内において観光施設保全員が草刈り作業を行っていたところ、小石が飛散し、国道312号を走行中の車両に当たり損傷を与えたことについて、当該事故に係る示談をするため、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。